

○議長(大島理森君) 白石洋一君。

〔白石洋一君登壇〕

○白石洋一君 国民民主党、愛媛の白石洋一です。

私は、国民民主党・無所属クラブを代表して、ただいま提案がありました民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案について、関係大臣に質問いたします。(拍手)

本題の前に、一言申し上げなければなりません。

昨日の野党合同ヒアリングで、森友学園籠池元理事長から、学園が借りていた国有地の賃料引下げに関し、これまでの政府の説明と完全に矛盾する事実が明らかにされました。安倍昭恵総理夫人付の政府職員だった谷査恵子氏から、財務省国有財産審理室長と会って話をした、これで前に進んでいきますと伝えられたというのです。その後、御承知のとおり、最終的には三億円もの値引きがされて学園に売却されたわけであります。

籠池元理事長がおっしゃるとおり、森友学園はまだ風化しておりません。安倍総理のみならず、その取り巻きの役人までもが増長し、情報の隠蔽、公文書の改ざん、そして統計の偽装さえもやってのけるという権力の私物化、公の私物化に国民の怒りはマグマのようにたまっていることを申し上げて、本題に入ります。

第一の質問として、今般の法案について、性格の異なる課題の内容や別の法律を無理やり一緒にした束ね法案になっていることの問題点を指摘します。

一つは、債務者財産の開示制度の実効性の向上、不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策については、一緒に法案にまとめることは妥当としても、子供の引渡し、返還という性格の異なる政策課題までも含めることには反対です。

二つ目として、子供の引渡し、返還のところに限ってみても、民事執行法とハーグ条約実施法は別個の法律であり、一本の法律の改正案に含めてしまうことは不自然です。

以上の諸点に鑑み、提出法案の組立てについては再考して、分離して出し直すべきではありませんか。法務大臣の答弁を求めます。

第二に、債務者財産の開示制度の実効性の向上についてお尋ねします。

財産開示手続の利用実績は年間一千件程度と低調であるとの指摘や、子供が健全な環境で育ち、教育も含めてさまざまな機会を保障することに資する養育費の履行確保を求める声に応える内容が盛り込まれていることは評価できます。特に、労働債権確保のために、こうした制度を創設することは有用であり、ある意味当然であると言えます。

他方で、一般の国民が債権者にも債務者にもなり得る可能性に鑑みれば、制度の運用については丁寧な対応が求められます。権利実現の保障は当然ですが、プライバシーや個人情報等の債務者保護の視

点が軽視されてはいけません。当事者間のバランスをどう図るのか、そうした点でどのような具体策を講じていくのか、法務大臣から明快な答弁を求めます。

公的機関からの債務者の給与債権にかかわる情報取得に際しては、養育費債権など、保護する必要性の高い債権に限定すべきだとの意見が反映されたことは評価します。いたずらに情報が取得され、悪用されることのないよう歯どめ策を講ずるべきと考えますが、法務大臣より具体策を明らかにしてください。

また、養育費を確保するためには、強制執行だけではなく、それ以前のそもそもの対策も必要ではないでしょうか。厚生労働省の調査によれば、二〇一六年において母子家庭で養育費の取決めをしているのは四三%、実際に受け取っているのは二四%にしかすぎません。我が国の一人親世帯の貧困率は五〇・八%で、OECD諸国でも最悪レベルというそもそもの問題があります。

養育費の支払いについてはきちんと文書で残しておくなどのルールづくりを進めるとともに、さらに、母子家庭などに対する就業、自立支援に対する事業を強化すべきと考えますが、具体的な取組について、法務大臣、そして厚生労働大臣の御所見を伺います。

第三に、不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策についてお尋ねします。

全国でおよそ千七百もの暴力団事務所があり、そのうちおよそ二百の暴力団事務所の物件が不動産競売の経歴があったことが判明しています。こうした事態に対応するため、競売で入札を申し込む際は、暴力団組員や元組員でないことの誓約を求め、虚偽だった場合には罰則を設けることなどを盛り込んでいることは、時宜にかなった改正と受けとめています。

あわせて、暴力団員等でない者が、いわゆるダミーとして、暴力団員等の指示に基づき買受けの申出をすることも制限していることも必要な措置と考えます。

暴力団員等を排除していくことは当然ですが、暴力団対策法も暴力団排除条例も適用されない、いわゆる半グレと言われる集団による犯罪的行為も看過できません。実際、ただ同然で落札されるリゾートマンションを半グレが購入して、管理費を払わず、共同施設を使い倒すというトラブルが伝わっています。

落札価格が極端に安い物件については、買受けについて別途厳格な資格要件を課すなどの方策を講じるべきではありませんか。法務大臣の御所見を求めます。

最後に、子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化の見直しなどについてお尋ねします。

国内の事案に関しては、現行法に明文の規定さえなく、一般の動産と同じ条文が適用されてきたこと自体大きな問題であり、ようやく民事執行法の改正案がまとまったことは遅きに失したと考えます。

同居中の親が抵抗したら対応は極めて難しくなるという状況に鑑み、法案では条件を逆転させ、監護者の親が立ち会っていれば強制執行が可能とされています。子供の迅速な引渡しの観点は重要ですが、あわせて子の心身への配慮規定が新設されたことも当然と考えます。

いま一度、法務大臣より、今回の法改正は子供の人権、福祉、心情に十分な配慮をすることが大前提であり、そのための具体的な手続、方策を明らかにしてください。

同居中の親がいなくても引渡しが可能となるのなら、通学途上や外で遊んでいる子供について、公然と人目のある場所で引渡しを執行すれば、子供の精神的な打撃ははかり知れないものとなるおそれもあります。そうした点に留意して、法案は、主として自宅での引渡しを求め、そして、力づくで連れ出すことを禁じているものと解釈してよろしいでしょうか。法務大臣より答弁を求めます。

執行手続に児童心理の専門家が関与できるような措置が必要と考えますが、この法案には盛り込まれているのでしょうか。関連予算が来年度予算にも計上されているのでしょうか。あわせて法務大臣より答弁を求めます。

法制審議会での議論の結果、ハーグ条約実施法に基づく国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直しに関する検討が議論の終盤に追加され、国内法の規律を踏まえた内容が盛り込まれたことは適切だと受けとめています。

昨年五月に公表された米 국무省の年次報告書では日本はハーグ条約の条約不履行国に分類されるほど、厳しい国際的批判にさらされてきた経緯があります。国内の子の引渡しの強制執行は年間百件程度であるのに対して、国際的な子の返還の代替執行は年間一、二件程度となっています。

今回の改正によって実効性は高まるのでしょうか。アメリカなどから指摘されている執行できないという批判に応えることになるのでしょうか。法務大臣に答弁を求め、私の質問を終えます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣山下貴司君登壇〕

○国務大臣(山下貴司君) 白石洋一議員にお答え申し上げます。

まず、本法律案における改正事項のまとめ方についてお尋ねがありました。

本法律案で取り上げている改正事項は、いずれも民事執行手続にかかわるものであり、その見直しが喫緊の課題となっているものであります。また、ハーグ条約実施法は、国際的な子の返還の強制執行に関して民事執行法の特則を定めており、両者は密接に関連するため、同時に改正する必要があります。

そのため、本法律案において改正事項を一つの法律案の中に盛り込んだことは適切であると考えております。

次に、債務者財産の開示制度における債務者の個人情報の保護等についてお尋ねがありました。

債務者による財産開示手続に関しては、従前から、知れている財産に対する強制執行を実施しても請求債権の完全な弁済を得られないことの疎明等が要求されており、また、新設する第三者からの情報取得手続でも、これと同様の要件を設けております。このほか、不動産や給与債権についての情報取得手続を行うためには、これに先立ち債務者による財産開示手続が実施されていることを要件とするなど、個人情報の保護等にも十分配慮した規定を設けております。

次に、給与債権に関する情報取得手続の悪用を防止するための方策についてお尋ねがありました。

本法律案では、まず、給与債権に関する情報を取得することができる者の範囲を、養育費等の債権など、権利実現の必要性が特に高い債権を有する者に限定しております。また、本法律案では、債権者による情報の目的外利用を禁止し、これに違反した場合には罰則を科すこととしております。

次に、養育費の支払い確保など、母子家庭等に対する支援の強化の取組についてお尋ねがありました。

養育費の取決めが適切に行われるよう、法務省では、平成二十八年十月から、養育費等に関する合意書のひな形及び記入例などを掲載したパンフレットを作成し、全国の市町村で配付を行うなどの周知活動に取り組んでまいりました。

法務省としては、引き続き、このような取組等を通じ、関係省庁と連携して、養育費の支払い確保等の施策を進めてまいります。

次に、極端に安い価額での買受けの規制についてお尋ねがありました。

現行法のもとでは、不相当に安価で売却がなされないよう裁判所が売却基準価額を定めることとされておりますが、それ以上の規制を設けることについては、競売手続の円滑性を阻害することにならないかといった点を含め、慎重な検討を要するものと考えております。

次に、本法律案における子の人権、福祉等への配慮についてお尋ねがありました。

本法律案では、子の引渡しの強制執行は、子の急迫の危険を防止する必要がある場合など法定の事由がある場合を除き、先に間接強制の方法によって行うこととしております。

また、執行官が子に対して威力を用いることを禁止するとともに、執行裁判所等に対して子の心身への配慮を求める規定を設けるなどしております。

次に、子の引渡しの強制執行における執行場所や執行官の権限についてお尋ねがありました。

子の引渡しの強制執行については、債務者の住居その他債務者の占有する場所において行うことを原則としております。

また、子の引渡しの強制執行を実施する執行官は、力づくで子連れ出すことを含め、子に対して威力を用いることはできないこととしております。

次に、子の引渡しの強制執行における児童心理の専門家の関与と予算措置についてお尋ねがありました。

執行官は、現行法上も、必要に応じて、当事者の費用負担により、児童心理の専門家を執行補助者等として手続に関与させることができます。そのため、本法律案では改めてその点に関する規定は設けておりませんし、来年度予算に関連の予算計上もしてはおりません。

もともと、本法律案では、児童心理の専門家等の活用を一層促す観点から、執行裁判所等に対して子の心身への配慮を求める規定を設けることとしております。

最後に、米国国務省等の指摘とハーグ条約実施法の見直しの効果等についてお尋ねがありました。

本法律案では、法定の事由がある場合には間接強制の前置を不要とし、さらに、直接的な強制執行において、執行の現場に子が債務者とともにいることを要件としないこととするなどにより強制執行の実効性を向上させているため、結果としてではありますが、米国国務省等の指摘にも応え得るものと考えております。(拍手)

〔国務大臣根本匠君登壇〕

○国務大臣(根本匠君) 白石洋一議員にお答えいたします。

養育費の確保の支援や一人親の就業支援、自立支援についてお尋ねがありました。

厚生労働省では、一人親家庭に対して、すくすくサポート・プロジェクトに基づき、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援など総合的な支援を進めています。

養育費の確保に関しては、自治体における、弁護士による養育費相談の実施を支援しているほか、当事者からの相談に応じる養育費相談支援センター事業を実施するなどの取組を行っています。

就業支援については、就職に有利な資格の取得促進などに取り組んでいます。具体的には、来年度予算案において、資格取得のために養成機関で修学する場合に、生活費を支援する給付金について、支給期間の上限を三年から四年に引き上げるなど、支援の充実を盛り込んでいます。

引き続き、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにしていくため、取組を進めます。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。